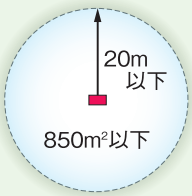
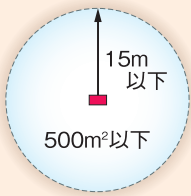


■設置基準

		■【I型】・YPS-80C				■【II型】【参考】			
									
		・水平距離：20m以下 ・防護面積：850m²以下				・水平距離：15m以下 ・防護面積：500m²以下			
消防用設備等の種類 防火対象物の別		耐火建築物 (6階、3,000m²以下)		耐火建築物以外 (3階、2,000m²以下)		耐火建築物 (4階、1,500m²以下)		耐火建築物以外 (2階、1,000m²以下)	
		延べ面積m²	4階以上 床面積m²	簡易耐火 延べ面積m²	木造、他 延べ面積m²	延べ面積m²	4階以上 床面積m²	簡易耐火 延べ面積m²	木造、他 延べ面積m²
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場	1,500～3,000	300～	1,000～2,000	500～2,000	1,500	300～	1,000	500～1,000
(2)	イ キャバレー、ナイトクラブ等	2,100～3,000	450～	1,400～2,000	700～2,000			1,000	500～1,000
	ロ 遊技場、ダンスホール								
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗								
ニ カラオケボックス等									
イ 待合、料理店等									
ロ 飲食店									
(4)	百貨店、マーケット、展示場、店舗								
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所等								
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅								
(6)	イ 病院 診療所、助産所								
	ロ 特定施設								
	ハ 上記以外の社会福祉施設								
	ニ 幼稚園、盲聾学校、養護学校	2,100～3,000		1,400～2,000	700～2,000				700～1,000
(7)	小中学校、高校、高専、大学等								
(8)	図書館、博物館、美術館等								
(9)	イ 公衆浴場の内、蒸気浴場、熱気浴場等								
	ロ 上記以外の公衆浴場								
(10)	車両の停車場、船舶航空機の発着場								
(11)	神社、寺院、教会の類	3,000	600～	2,000	1,000～2,000				1,000
(12)	イ 工場、作業場	2,100～3,000	450～	1,400～2,000	700～2,000				700～1,000
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ								
(13)	イ 自動車車庫、駐車場								
	ロ 飛行機、回転翼航空機の格納庫								
(14)	倉庫								
(15)	前各項に該当しない事業所	3,000	600～	2,000	1,000～2,000				1,000
(16)	イ 特定防火対象物の複合用途防火対象物	(1)項～(12)項、(15)項の用途に供される部分。							
	ロ 上記以外の複合用途防火対象物								
(16)2	地下街								
(16)3	準地下街								

■パッケージ型消火設備の設置方法

●防護対象物の階ごとに、その階の各部分から消火設備のホース接続口までの水平距離が【I型】の場合は20m以下、【II型】の場合は15m以下になるように設置する。●ひとつのパッケージ型消火設備が防護する面積は、【I型】の場合は850m²以下、【II型】の場合は500m²以下。●地階・無窓階または火災時に煙が著しく充満する恐れのある場所以外に設置すること。●温度が40℃以下で、温度変化の少ない場所に設置すること。●直射日光や雨水のかかる恐れが少ない場所に設置すること。●貯蔵容器のすぐ近くの見やすいところに、赤色の灯火およびパッケージ型消火設備であることを明示する標識を設けること。●指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く)を指定数量の750倍以上貯蔵・取り扱う場合は設置できない。

*カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

※このカタログは、再生紙を使用しています。 ●あらゆる防災設備・機器のご用命は下記へ……………

屋内消火栓の
代替として
適用範囲が拡大
されました。

平成16年6月1日施行 改正消防法適合

[パッケージ型消火設備]

パッケージ1one

I型/YPS-80C

(第三種浸潤剤等入り水)



※このカタログは、再生紙を使用しています。※この商品写真は見本品です。

屋内消火栓の代替にパッケージ型消火設備

平成16年6月1日施行の改正消防法により、パッケージ型消火設備は屋内消火栓設備に代えて用いることができる、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」として認められました。(総務省令第92号・H16.5.31)

特長

■屋内消火栓より少ない設備費用です。

パッケージ型消火設備は、消火薬剤貯蔵容器・起動装置・加圧用ガス容器・ホースなどがパッケージ(収納箱)内にコンパクトに収納された消火設備です。屋内消火栓設備に必要な水槽などの水源やポンプ・配管類・動力電源等の設備はいっさい不要ですから、設備機械類にかかる費用が少なくて済みます。

■取付工事が簡単なコンパクト設計です。

コンパクト設計のパッケージを据え付け、表示灯電源を確保するだけですから工事が簡単。工事費用も大幅に削減できます。

■1人でたやすく操作できます。

1人で効果的に消火活動ができる使いやすさです。

■維持管理が容易です。

すべてがパッケージに収納されているため、メンテナンスに手間がかかりません。

■(一財)日本消防設備安全センター認定品

屋内消火栓設備代替・パッケージ型消火設備が設置できる防火対象物

屋内消火栓設備の代替として設置できる防火対象物は、令第11条第1項第1号から第3号までと第6号の防火対象物、または、その部分のうち次のものが該当します。

- 令別表第1(1)項～(12)項、(15)項
- (16)項の令別表第1(1)項～(12)項、(15)項の用途に供される部分。

■パッケージ型消火設備 [I型] を設置することができる防火対象物

●耐火建築物の場合は、地階を除く階数が6以下で延べ面積3,000㎡以下のもの。	耐火建築物 6階以下 延べ面積3,000㎡以下	耐火建築物以外 3階以下 延べ面積2,000㎡以下
●耐火建築物以外の場合は、地階を除く階数が3以下で延べ面積2,000㎡以下のもの。		
	6	
	5	
	4	
	3	3
	2	2
	1	1

※【参考】

■パッケージ型消火設備 [II型] を設置することができる防火対象物

●耐火建築物の場合は、地階を除く階数が4以下で延べ面積1,500㎡以下のもの。	耐火建築物 4階以下 延べ面積1,500㎡以下	耐火建築物以外 2階以下 延べ面積1,000㎡以下
●耐火建築物以外の場合は、地階を除く階数が2以下で延べ面積1,000㎡以下のもの。		
	4	
	3	
	2	2
	1	1



パッケージ1one
I型/YPS-80C

消火設備の
低コスト化を実現する
パッケージ型消火設備

仕様

型式記号	YPS-80D
認定型式番号	PG-039号
種別	パッケージ型消火設備I型
消火薬剤	第三種浸潤剤等入り水
消火薬剤鑑定型式番号	品評剤第19～2号
全装備質量	約200kg
消火薬剤容(質)量	81 L(約98.1kg)
使用温度範囲	-10℃～+40℃
放射時間(20℃)	約180秒
放射距離(20℃)	13～15m
放射量(20℃)	25 L / min
格納箱寸法	幅750mm×高さ1,400mm×奥行230mm
消火薬剤貯蔵タンク	28.5 L×3本
加圧用ガス容器	N ₂ ガス 3.4L
ホース寸法	外径21mm×内径12.7mm×25m
本体価格(税込価格)	650,000円(715,000円)〔露出型〕

※YPS-80Cの薬剤凍結温度は-21℃です。

操作方法



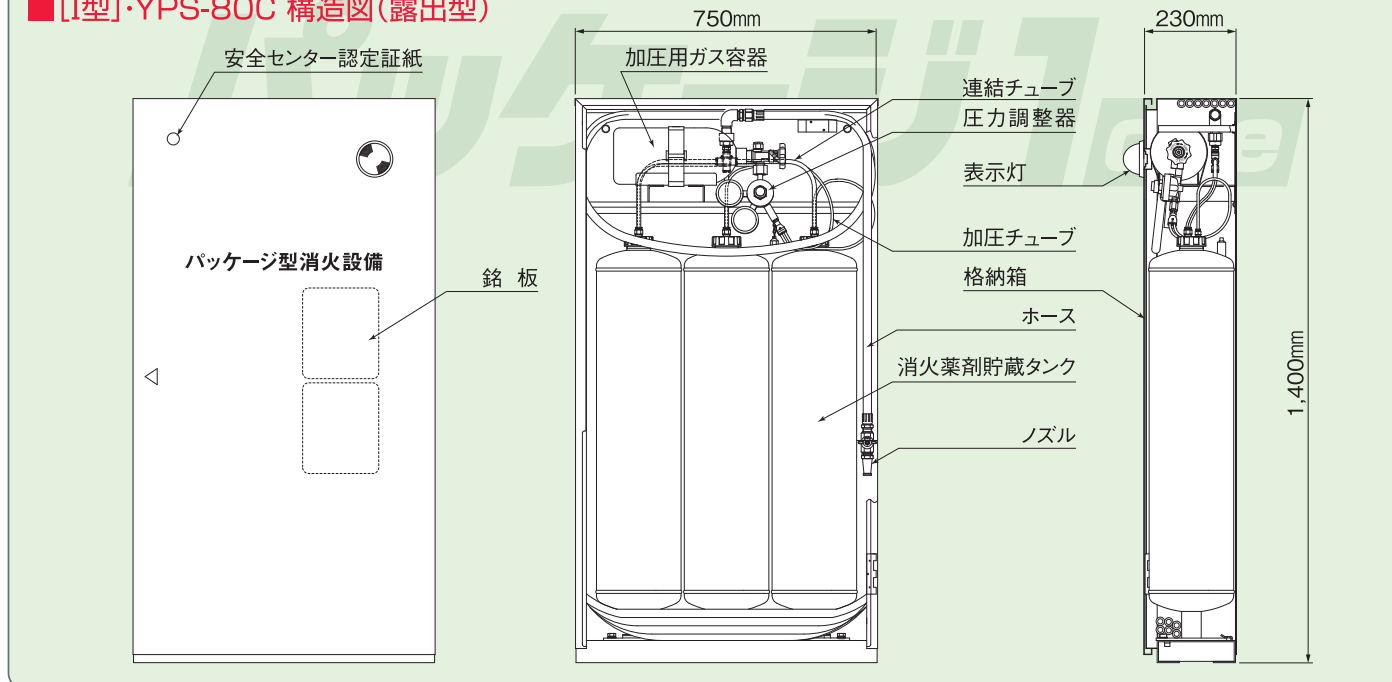
ガス容器のハンドルを左(全開)に回す

ノズルを持ちホースを取り出し、ノズルのコックを全開して火元に向かって放射する

消火薬剤の種類・消火剤量

消火薬剤の種類	貯蔵する消火剤量	
	[I 型]	[II 型]
第一種浸潤剤等入り水	200 L 以上	60 L 以上
第二種浸潤剤等入り水	120 L 以上	
第三種浸潤剤等入り水	80 L 以上	
強化液	200 L 以上	
第一種機械泡	200 L 以上	
第二種機械泡	120 L 以上	

■[I型]・YPS-80C 構造図(露出型)



※埋込型もございます。

■パッケージ型消火設備に関する変更点

●着工届の添付図書

- 「消防用設備等の着工届に係る運用の一部改正について」
(消防予第167号消防危第102号平成16年9月14日)
- 1 付 近 見 取 図 ... 防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図。ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。
- 2 防火対象物又は製造所等の概要表 ... 別記様式1による。
- 3 パッケージ型消火設備の概要表 ... 別記様式10による。

- 4 平面図 ... パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記したもの。
- 5 断面図 ... パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの。
- 6 配線系統図及び展開図 ... 配線の種類等及び電源系統の接続関係を明記したもの。
- 7 使用機器図 ... ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの。

●試験基準

「消防用設備等の試験基準の一部改正について」(平成16年7月28日消防予第130号)
→「第30 パッケージ型消火設備試験基準」

●試験結果報告書の様式

「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」
(平成16年5月31日消防庁告示第16号)
→パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の様式を追加。

●点検基準&点検票の様式

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」(平成16年9月29日消防庁告示第24号)
→「別表第28 パッケージ型消火設備の点検の基準」

●消防設備士の種類

「消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件」(平成16年5月31日消防庁告示第15号)
→第一類、第二類又は第三類の消防設備士。

■屋内消火栓設備代替・パッケージ型消火設備の技術基準

■一般性能

- 確実に作動するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。
- 各部分は、良質の材料で造るとともに、充填した消火薬剤に接触する部分を当該消火薬剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分に防錆加工を施すこと。
- 部品は、機能に異常を生じないよう的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- 消火薬剤貯蔵容器等の容器弁又は放出弁は、手動で容易に開閉できるものであること。
- 消火薬剤貯蔵容器等の規格は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第11条から第14条まで、第24条から第29条まで、第33条及び第36条に規定する規格の例によること。
- ノズル開閉弁は、開閉方向が表示されているものであること。
- ノズルは、棒状放水ができるもの又は棒状放水と噴霧放水の切換えができるものであること。
- ホースの長さは、[I型]にあっては25メートル以上、[II型]にあっては20メートル以上とすること。
- ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開放弁及びホースリールの基準(昭和51年消防庁告示第2号)に適合するものであること。

パッケージ型消火設備は、消火器工業会の廃消火器リサイクルシステム・対象品目に含まれています。

使用期限をむかえた消火器等を安全に回収して部品等をリサイクルする取り組みとして、2010年1月1日より運用が始まった廃消火器リサイクルシステムで、パッケージ型消火設備も対象品目に含まれております。現在使用中の商品を廃棄する場合は、リサイクルシールを購入(非課税)して添付しなければなりません。老朽化などによる事故の発生を防止するためにも、ご協力をお願いいたします。

